

別添

建設省技調発第48号

平成12年3月24日

各地方建設局長あて

建設大臣官房技術審議官

セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び  
改良土の再利用に関する当面の措置について

セメント及びセメント系固化材を使用した改良土から、条件によっては六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出するおそれがあるため、当面、建設省所管の建設工事の施工にあたっては以下のとおり取り扱われたい。

なお、セメント及びセメント系固化材とはセメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいう。

記

1. セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、現地土壤と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じること。
2. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合、六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認すること。

建設省技調発第49号  
建設省営建発第10号  
平成12年3月24日

各地方建設局企画部長  
各地方建設局営繕部長] あて

建設大臣官房技術調査室長  
建設大臣官房官庁営繕部建築課長

「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の  
再利用に関する当面の措置について」の運用について

平成12年3月24日付建設省技調発第48号建設大臣官房技術審議官通達（以下「審議官通達」という）の運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないように取り扱われたい。

記

1. 標記「審議官通達」は、平成12年4月1日以降施工する地盤改良及び改良土の再利用に適用する。
2. 「審議官通達」の「六価クロム溶出試験」は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（別紙）により実施する。
3. 2.において、配合設計の段階で実施する試験の結果が土壤環境基準を超える場合、六価クロムの溶出が少ない固化材の使用等の配合設計の変更、もしくは工法の変更を行うものとする。
4. 「審議官通達」の記2.における「改良土」とは、
  - ①地盤改良による改良土
  - ②再利用を目的として建設発生土を改良した改良土
  - ③再利用を目的として建設汚泥を処理した改良土とする。



建設省技調発第49号の2

平成12年3月24日

栃木県土木部長殿

建設大臣官房技術調査室長



セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の  
再利用に関する当面の措置について

標記について、別添のとおり各地方建設局長及び企画部長あて通知したので参考とされたい。

